

<報道発表資料>

令和4年3月10日

教職員の懲戒処分について

【処分1】

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 処 分 内 容 | 懲戒処分（戒告） |
| 2 処 分 年 月 日 | 令和4年3月10日 |
| 3 職名・年齢・性別 | 教諭・55歳・男性 |
| 4 所 属 名 | 西部地区・県立高等学校 |
| 5 発 生 年 月 日 | 令和3年4月21日 |
| 6 事件・事故の概要 | |

当該職員は、令和3年4月21日（水曜日）午後7時20分頃、私用で普通乗用自動車を運転中、川越市泉町3番地1所在の店舗の駐車場から出る際、一時停止後発進しようとしたところ、左方から直進してきた相手方男性運転の普通乗用自動車に自車を衝突させた。

その結果、同男性に右鎖骨骨折等の傷害を負わせた。

● 問合せ先

教育局 県立学校人事課 管理指導担当

小村【処分1】

直通 048-830-6726 内線 6728

E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp